

令和6年12月9日

第470回白石市議会定例会議案書

目 次

議 案

議案第75号	教育委員会委員の任命について	・・・	2
議案第76号	専決処分の承認を求めることについて（専決第18号） （令和6年度白石市一般会計補正予算）	・・・	3
議案第77号	専決処分の承認を求めることについて（専決第19号） （令和6年度白石市一般会計補正予算）	・・・	4
議案第78号	仙南地域広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及び仙南地域 広域行政事務組合規約の変更について	・・・	5
議案第79号	白石市手数料条例の一部を改正する条例	・・・	7
議案第80号	白石市材木岩公園等設置条例の一部を改正する条例	・・・	9
議案第81号	白石市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道 技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例	・・・	11
議案第82号	白石市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等 に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関 する条例の一部を改正する条例	・・・	16
議案第83号	白石市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例	・・・	18
議案第84号	白石市子育て支援・多世代交流複合施設条例の一部を改正する条例	・・・	20
議案第85号	白石市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定の取消しについて	・・・	22
議案第86号	指定管理者の指定について（白石市スポーツセンター）	・・・	23

議 案

議案第75号

教育委員会委員の任命について

次の者を教育委員会委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により議会の同意を求めらる。

記

住 所

氏 名 鈴木 順 子

生年月日

令和6年12月9日

白石市長 山 田 裕 一

議案第76号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和6年度白石市一般会計補正予算（専決第18号）

（令和6年10月1日専決）

令和6年12月9日

白石市長 山田 裕一

議案第 77 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 6 年度白石市一般会計補正予算（専決第 19 号）

（令和 6 年 10 月 28 日専決）

令和 6 年 12 月 9 日

白石市長 山 田 裕 一

議案第 78 号

仙南地域広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及び仙南地域広域行政事務組合同規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、仙南地域広域行政事務組合の共同処理する事務を変更し、仙南地域広域行政事務組合同規約を別紙のとおり変更することについて、同法第 290 条の規定により議会の議決を求める。

令和 6 年 12 月 9 日

白石市長 山 田 裕 一

(別紙)

仙南地域広域行政事務組合同規約の一部を変更する規約

仙南地域広域行政事務組合同規約（昭和53年宮城県指令第18734号）
の一部を次のように変更する。

第3条第11号中「されている地方税」の下に「及び森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）の規定に基づき、構成市町が賦課徴収することとされている森林環境税」を加える。

附 則

この規約は、令和7年4月1日から施行する。

議案第79号

白石市手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年12月9日

白石市長 山 田 裕 一

白石市手数料条例の一部を改正する条例

白石市手数料条例（平成12年白石市条例第18号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「令和7年3月31日」を「令和10年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 80 号

白石市材木岩公園等設置条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 12 月 9 日

白石市長 山 田 裕 一

白石市材木岩公園等設置条例の一部を改正する条例

白石市材木岩公園等設置条例（平成3年白石市条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表第2第4項第2号の表を次のように改める。

(2) ポーチパーク（各室）

公園名	各室の区分	使用料		備考
		単位	金額	
ポーチ パーク	小店・1・2・ 3	1月	6,800円	1室当たり
	そば打場・厨房	1月	13,600円	
	休憩室	1月	20,400円	

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の白石市材木岩公園等設置条例の規定は、この条例の施行の日以後に徴収すべき使用料について適用し、施行の前日までに徴収すべき使用料については、なお従前の例による。

議案第 8 1 号

白石市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 1 2 月 9 日

白石市長 山 田 裕 一

白石市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例

白石市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例（平成25年白石市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第3条及び第4条を次のように改める。

（布設工事監督者の資格）

第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は、次のとおりとする。

- （1） 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）又は旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学において土木工学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- （2） 学校教育法による大学又は旧大学令による大学において機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- （3） 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校（次号において「短期大学等」という。）において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後。次号において同じ。）、2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- （4） 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- （5） 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校（次号において「高等学校等」という。）において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- （6） 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程

を修めて卒業した後、4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(7) 5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(8) 第1号又は第2号の卒業生であつて、学校教育法に基づく大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の卒業生にあつては1年以上、第2号の卒業生にあつては1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

(9) 外国の学校において、第1号から第6号までに規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(10) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。）であつて、6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

(11) 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であつて、1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

（水道技術管理者の資格）

第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。

(1) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）、同条第1号に規定する学校を卒業した者については1年6月以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）については2年6月以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有す

る者

- (2) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において工学、理学、農学、医学若しくは薬学の課程又はこれらに相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）、同条第1号に規定する学校を卒業した者については2年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）については3年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (3) 5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (4) 前条第1号、第3号及び第5号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する課程並びにこれらに相当する課程以外の課程を修めて卒業した（当該課程を修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程（以下この号において「専門職大学前期課程」という。）を修了した場合を含む。）後、同条第1号に規定する学校の卒業者については2年6月以上、同条第3号に規定する学校の卒業者（専門職大学前期課程の修了者を含む。次号において同じ。）については3年6月以上、同条第5号に規定する学校の卒業者については4年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程又は前号に規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業者ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者
- (7) 技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。）であつて、6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

(8) 建設業法施行令第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 8 2 号

白石市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 1 2 月 9 日

白石市長 山 田 裕 一

白石市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

白石市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年白石市条例第46号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「国民健康保険法（昭和33年法律第192号）」を「医療保険各法（健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号））」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 8 3 号

白石市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 1 2 月 9 日

白石市長 山 田 裕 一

白石市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

白石市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和50年白石市条例第19号）の一部を次のように改正する。

附則第2条第1項中「第14条第1項」を「第13条第1項」に改め、同条第2項中「第14条第7項」を「第13条第5項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 8 4 号

白石市子育て支援・多世代交流複合施設条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 1 2 月 9 日

白石市長 山 田 裕 一

白石市子育て支援・多世代交流複合施設条例の一部を改正する条例
白石市子育て支援・多世代交流複合施設条例（令和元年白石市条例第7号）
の一部を次のように改正する。

別表第1備考中「生後6か月」を「1歳」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 85 号

白石市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定の取消しについて

地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成 13 年法律第 120 号）第 3 条第 5 項の規定により、令和 7 年 11 月 29 日をもって次の郵便局に係る白石市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定を取り消すことについて、同項において準用する同条第 3 項の規定により議会の議決を求める。

記

指定を取り消す郵便局の名称	越河駅前郵便局
	斎川郵便局
	大鷹沢郵便局
	北白川郵便局
	小原郵便局

令和 6 年 12 月 9 日

白石市長 山 田 裕 一

議案第 86 号

指定管理者の指定について

下記のとおり指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

記

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
白石市スポーツセンター
- 2 指定管理者となる団体
白石市字寺屋敷前 25 番地 6
白石市スポーツ協会
- 3 指定の期間
令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

令和 6 年 12 月 9 日

白石市長 山 田 裕 一